

2017年10月31日

有機農産物の認定生産行程管理者の皆様へ

公益財団法人
自然農法国際研究開発センター
認定事務局長 大橋 弘保

動物の排せつ物を原料とする肥料について

平素は、有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、この度農林水産省より以下の通知がありましたので、有機農産物の生産行程管理者の皆様にお知らせします。

【農林水産省の通知要旨】

これまで、動物の排せつ物に凝集促進材を混合したものを原料とする肥料は、肥料取締法において「普通肥料」として設定されていましたが、先般、特定の凝集促進材が使用された動物の排せつ物を原料とする肥料を「特殊肥料」として取扱う旨の告示の改正が行われました。

なお、肥料取締法上、これら凝集促進材の使用については、表示されることとなっておらず、また、動物の排せつ物も、原料表示において「汚泥」とは記載されません。

このため、動物の排せつ物を使用したたい肥(特殊肥料)は、今後は化学的に合成された凝集剤が使用されている可能性があり、これを肥料取締法上の表示で確認することはできません。

つきましては、資材の確認については、これまでどおり原料、材料、製造工程を確認する等の適切なご対応を頂くとともに、上記についてご留意ください。

改正された告示(当センターホームページ)

URL <http://www.infrc.or.jp/organic-certificatio/96/>

以上が農林水産省からの通知内容です。認定事務局では、今後の動物の排せつ物を使用した資材の適合確認を行う際は、凝集促進剤の使用の有無、及び使用している場合の凝集促進剤の確認を徹底していきますので、資材証明書を取得する際は上記の内容十分留意し、資材証明書の入手並びに確認をお願いします

なお、本通知は認定事業者の代表又は責任者のみに送付しています。グループで認定を受けている事業者においては関係者への周知も併せてお願いします。

本件に関しまして、ご質問・ご不明な点等ありましたらお知らせください。

以上

本件担当 森、吉田、谷木